

○経済産業大臣が指定する再生可能エネルギー発電設備の種類及び一般送配電事業者等を指定した件

(平成二十八年三月三十日経済産業省告示第百八号)

最終改正 平成二十八年三月三十日経済産業省告示第百八号

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令(平成二十八年経済産業省令第四十九号)の施行に伴い、並びに電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則(平成二十四年経済産業省令第四十六号)第六条第一項第七号の規定に基づき、経済産業大臣が指定する再生可能エネルギー発電設備の種類及び一般送配電事業者等を次のとおり指定したので告示する。

再生可能エネルギー発電設備の種類	一般送配電事業者等
太陽光発電設備	北海道電力株式会社、東北電力株式会社、北陸電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社、九州

風力発電設備			電力株式会社、沖縄電力株式会社
		北海道電力株式会社、東北電力株式会社	

附 則（平成二十八年三月三十日経済産業省告示第百八号）

1 この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第六条第一項第七号の規定に基づき、経済産業大臣が指定する再生可能エネルギー発電設備の種類及び電気事業者を指定する告示

（平成二十五年経済産業省告示第百七十二号）は、廃止する。